

公共下水道の利用区域が広がります

平成20年4月1日から、左図の区域において新たに扶桑町公共下水道を供用開始します。



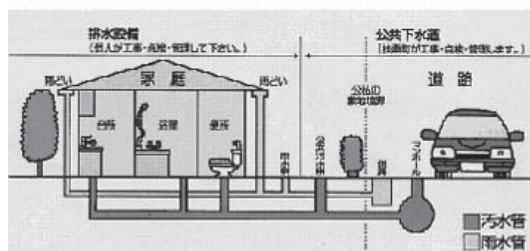
【排水設備工事について】

公共下水道を使うためには、宅地の汚水管を公共汚水ますに接続しなければなりません。町条例では排水設備指定工事店[※]でなければ工事ができないことになっています。

町の指定工事店として登録されるには、(社)日本下水道協会愛知県支部が実施する責任技術者認定試験に合格した者の登録等の要件を有することとなっています。指定工事店は、法律や条例で定められている基準にあった設備をつくるために必要な技術を習得しており、工事に必要な手続きを申請者に代わって行います。

下水道に接続する場合は、必ず指定工事店(3月号に一覧表掲載)に依頼してください。指定工事店以外が工事を行うと、無資格工事となり、基準不適合によるやり直しや罰則が科せられます。

また、施工業者を決められる際には、指定工事店数社より見積等を取り、納得の上契約してください。



【下水道排水設備 指定工事店について】

新たに次の1社が排水設備指定工事店に指定されました。

・有限会社マルイチ吉田水道
(大口町05587(95)2230)

▼問合せ 都市整備課(内線2006)

公共下水道に接続しましょう